

# 蚕糸業をめぐる現状

平成 1 8 年 5 月 1 8 日

農 林 水 産 省

# 目 次

	( ページ )
1 蚕糸業・蚕糸制度の変遷 -----	1 ~ 3
2 蚕糸業の推移と現状 -----	4
( 1 ) 近年の蚕糸業の推移 -----	4
( 2 ) 養蚕の現状 -----	5 ~ 7
( 3 ) 製糸業の現状 -----	8
3 生糸価格の動向 -----	9
4 絹製品の需給動向 -----	10
( 1 ) 絹製品全体の需給動向 -----	10
( 2 ) 原糸の供給動向 -----	11
( 3 ) 絹織物業の現状と動向 -----	12
( 参考 ) 主要織物産地 -----	13
5 蚕糸・絹業の連携の現状 -----	14
( 1 ) 蚕糸・絹業の特徴 -----	14
( 2 ) 国産繭利用製品のブランド化 -----	15
( 3 ) 特徴ある繭生産の状況 -----	16
( 4 ) 日本の絹マーク -----	17
6 繭代補てん制度の概要 -----	18 ~ 19
7 繭・生糸の国境措置の概要 -----	20
( 1 ) 繭、生糸の国境措置 -----	20
( 2 ) 生糸等の輸入実績及び国内生糸価格の推移 -----	21
( 参考 ) 繊維協定について -----	22
8 蚕糸構造改革の取組 -----	23

# 1 蚕糸業・蚕糸制度の変遷

蚕糸業は、明治以降、我が国の経済を支える基幹産業として発達し、生産された生糸は輸出の太宗として外貨獲得の 主役となり我が国の経済に大きく貢献。  
 養蚕農家、製糸業の経営の安定を図る観点から、昭和27年、繭糸価格安定法に基づく価格安定制度を創設。その後も、蚕糸業をめぐる情勢の変化等に対応して制度の見直しを行いつつ、価格安定対策を実施してきた。繭・生糸の生産量は一貫して減少。

年次	制度改正等の内容	背景	農家戸数 (千戸)	収繭量 (千トン)	生糸生産量 (千俵)
昭和27年	繭糸価格安定法の制定	昭和24年の価格統制撤廃後、糸価の乱高下(25年2月暴落、26年1月暴騰)に対応して価格安定を図る必要があった。	797 (100)	103 (100)	257 (100)
41年	・日本蚕糸事業団法の制定 ・中間安定措置の設定	国内糸価の乱高下、国際価格水準の低下による輸出不振に対応するため、糸価の中間安定を図ることとし、そのための生糸の売買等の事業を行う日本蚕糸事業団を設立。	478 (60)	105 (102)	312 (121)
44年	・価格異常変動防止措置業務の日本蚕糸事業団への移管 ・買入対象生糸の国産生糸への限定	価格安定機構の合理化を図る観点から、糸価安定特別会計を廃止し、国が行ってきた業務を日本蚕糸事業団が一元的に行うこととした。	424 (53)	114 (111)	358 (139)
47年	生糸一元輸入制度の創設	37年の生糸輸入自由化後、生糸輸入が急増し(40年5千俵、47年169千俵)、生糸価格が低落したため、輸入秩序化のための措置を講じる必要があった。	330 (41)	105 (102)	319 (124)
60年	・異常変動防止措置を廃止し、新たな価格安定措置に再編 ・事業団に特別勘定を設置	生糸需要の減少に伴う糸価低迷等により、事業団在庫が累増、多大な財政赤字が発生したため、需給実勢に力点を置いた安定価格帯の設定、制度の簡素化等を図ることとした。	100 (13)	47 (46)	160 (62)
平成6年	・生糸一元輸入制度の廃止	WTO協定の実施により、輸入規制を見直し、繭及び生糸を関税化することが必要となった。	19 (2)	8 (8)	65 (25)
10年	・繭糸価格安定制度の廃止 ・国産生糸の売買操作の廃止	需要減少、価格の低迷等から国産のシェアが低下し、生糸の売買による価格安定措置は機能し難くなったことから、廃止することとしたが、国境措置については、引き続き維持することとした。 また、蚕糸業法、製糸業法についても同時に廃止された。	5 (1)	2 (2)	18 (7)

(注): データ欄の( )は、昭和27年を100とした指数である。

## 繭 糸 価 格 制 度 の 沿 革

年 次	制度改正等の概要	国内措置	国境措置	価格制度
昭和27年	繭糸価格安定法の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が行う生糸売買操作による生糸価格の安定</li> <li>最高価格: 保有生糸の売渡価格</li> <li>最低価格: 生糸の買入価格</li> </ul>		(国が実施) (事業団が実施) 
昭和30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出適格生糸の特別買入制度の創設</li> <li>日本輸出生糸保管株式会社の設立</li> <li>繭価維持の特別措置の内容の明定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府による需給操作生糸の保有</li> <li>輸出適格生糸の買入の中間機関</li> <li>最低繭価: 繭価維持のための補充措置の実施</li> </ul>		
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出適格生糸の特別買入制度の拡充</li> <li>日本輸出生糸保管株式会社の特殊会社への改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別買入制度の拡充(異常な価格変動の防止)</li> <li>買入機関の強化</li> </ul>		
昭和34年	日本蚕繭事業団の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾繭の売渡、加工等繭の需給調整による繭価水準の実現</li> </ul>		(注) □ は、大臣が定める価格(以下同じ)
昭和37年			繭、生糸の輸入自由化	
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別売渡制度の創設</li> <li><b>日本蚕糸事業団の設立</b></li> <li>中間安定による繭糸価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内糸価の高騰時に一般競争入札による売り渡し</li> <li>日本蚕繭事業団、日本輸出生糸保管株式会社を統合し、日本蚕糸事業団を設立</li> <li>事業団が行う糸価の中間安定を図るための生糸の売買</li> <li>標準売渡価格、買入価格、基準繭価の設定</li> </ul>		
昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格異常変動防止措置業務の日本蚕糸事業団への移管</li> <li>異常変動防止及び中間買入対象生糸の国産生糸への限定</li> <li>日本蚕糸事業団の組織、役員、財務等に関する規定の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常変動防止に関する措置</li> <li>最高価格 安定上位価格</li> <li>最低価格 安定下位価格</li> <li>中間安定措置</li> <li>標準売渡価格 標準中間売渡価格</li> <li>買入価格 中間買入価格 (事業団の生糸買入価格)</li> <li>基準糸価: 中間安定措置の下位価格</li> <li>買入対象生糸を国産生糸に限定</li> </ul>		

昭和47年	生糸一元輸入制度の創設		日本蚕糸事業団による生糸の一元輸入(政令で定める期間)	
昭和49年	生糸一元輸入の発動		一元輸入期間を昭和49年8月1日から実施	
昭和51年	・生糸一元輸入制度の実施期間の変更 ・運用により実需者売渡を実施		一元輸入制度の期間を「政令で定める期間」から「当分の間」へ変更	
昭和54年	中間安定等勘定に蚕糸業振興資金を設置			
昭和56年	蚕糸砂糖類価格安定事業団の発足			
昭和60年	・異常変動防止措置を廃止し中間安定措置を基とした価格安定措置に再編 ・一定期間を超えた在庫糸の売渡 ・事業団に特別勘定を設置	・異常変動防止措置の廃止 ・中間安定措置に再編(農林水産大臣が定める行政価格) 標準中間売渡価格 基準糸価 基準繭価 安定上位価格 安定基準価格 基準繭価		
平成6年	・生糸一元輸入制度の廃止 ・WTO協定の実施による国境措置の変更	・取引指導繭価(農家手取繭代)の設定	・繭及び生糸の関税化	
平成10年	・「生糸の輸入に係る調整に関する法律」の施行 ・蚕糸業経営安定対策要綱の制定	・繭糸価格安定制度の廃止 ・国産生糸の売買操作の廃止 ・要綱に基づく取引指導繭価等の設定 指標価格: 生糸の実需者輸入枠の増減指標		

## 2 蚕糸業の推移と現状

### (1) 近年の蚕糸業の推移

養蚕農家の高齢化、後継者不足により、繭生産量はこの5年間でほぼ半減。これに伴い器械製糸工場が撤退。

生糸生産数量は、大きく減少傾向。

暦年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
養蚕農家数 (戸)	3,280	2,730	2,360	2,070	1,850	1,591
繭生産数量 (トン、億円)	1,244 (20)	1,031 (17)	880 (16)	780 (14)	683 (12)	626 (-)
器械製糸工場数 (工場)	6	6	5	4	4	2
生糸生産数量 (俵、億円)	9,312 (26)	7,191 (22)	6,521 (15)	4,791 (10)	4,387 (8)	2,508 (-)
生糸輸入数量(俵)	38,301	29,637	31,702	30,827	26,008	22,017
国内生糸価格 (円/kg)	3,565	3,078	3,053	2,283	2,358	2,564
輸入生糸価格 (円/kg)	2,848	3,069	2,474	2,092	2,492	2,706

ピーク時
221万戸 (昭和4年)
40万トン (昭和5年)
288工場 (昭和26年)
73万俵 (昭和6年)
17万俵 (昭和47年)

注: 繭生産量及び生糸生産数量の( )内は、生産額を示す。

資料: 「蚕業に関する参考統計」、「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)、「貿易統計」(財務省)

生糸輸入数量については農畜産業振興機構調べ 国内生糸価格については横浜現物平均価格

## (2) 養蚕の現状

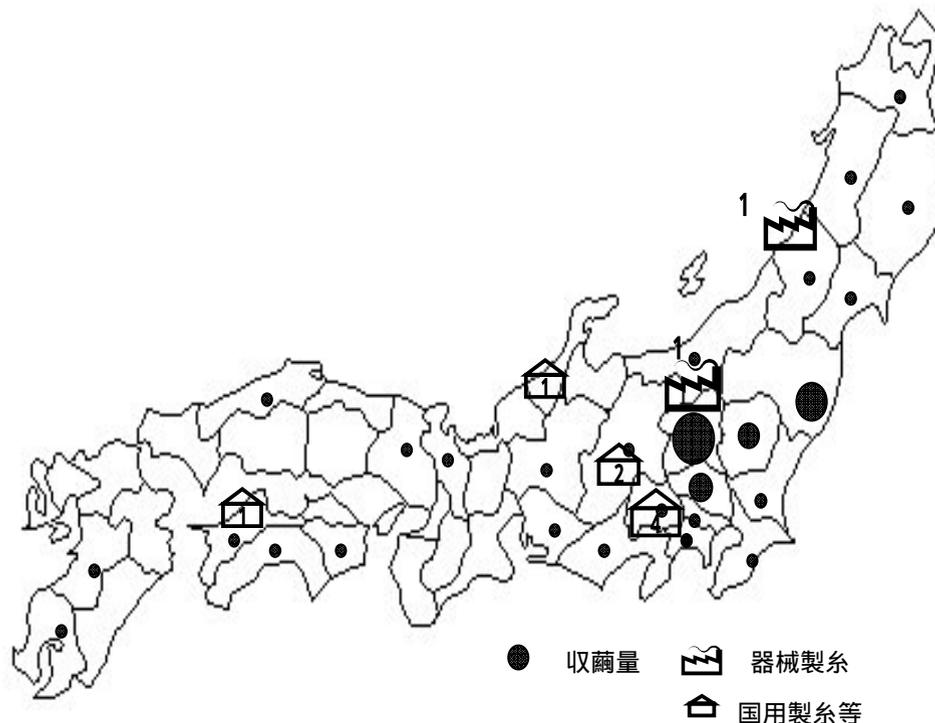
### 養蚕の地理的分布

養蚕は、かつて、東北以南の各地で行われていたが、現在は、関東、東北地方を中心に小規模な産地が残るのみ。群馬県が生産量の4割以上を占める状況。

主要県の養蚕農家数・繭生産量(平成17年)

	農家数(戸)		繭生産量(トン)	
	数	割合	量	割合
群馬	650	41%	278	44%
福島	145	9%	75	12%
埼玉	152	10%	55	9%
栃木	68	4%	49	8%
茨城	53	3%	26	4%
宮城	64	4%	20	3%
長野	72	5%	20	3%
岩手	50	3%	17	3%
山梨	49	3%	15	2%
山形	28	2%	12	2%
その他	260	16%	59	9%
全国	1,591	100%	626	100%

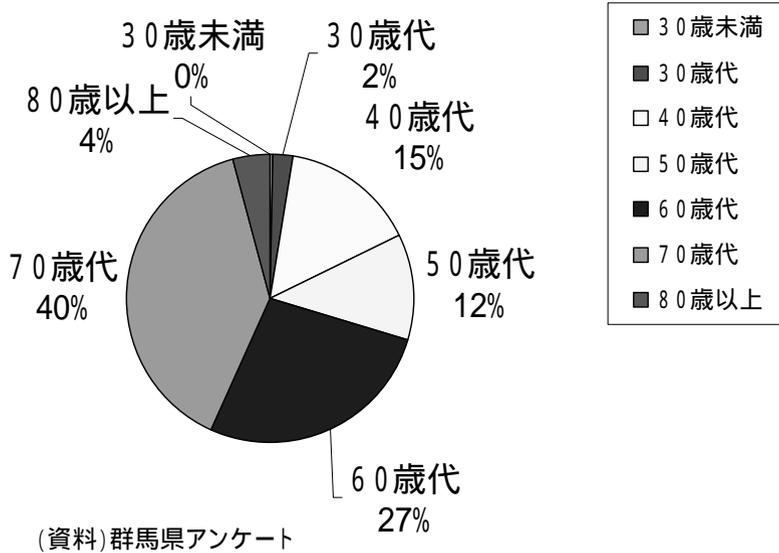
資料:「蚕業に関する参考統計」(特産振興課)



## 養蚕農家の年齢構成等

養蚕農家の高齢化が進行し70歳以上がほぼ半数。新規参入や復活農家もきわめて少ない状況。

### 養蚕農家(群馬県)の年齢別比率



### 新規養蚕農家及び復活養蚕農家の推移

	新規	復活	計
平成12年	0	4	4
平成13年	0	5	5
平成14年	0	4	4
平成15年	0	3	3
平成16年	0	7	7
平成17年	3	0	3

今後の新規養蚕農家の見込みは、全国で1~2戸程度。  
(資料)全農から聞き取りによる

## 養蚕農家の経営

先進的で大規模な養蚕経営を行っている農家においても、繭1kg当たりの生産費が繭販売単価を上回っている状況。

### 養蚕農家の経営概況

- ・中核的養蚕農家(収繭量1～3ト)の繭1kg当たり生産費は、2,225円、うち物財費用は1,158円。
- ・繭単価1,851円、農家所得は693円 / 生繭1kg。(繭1kg当たりの労働時間は約1.0時間)
- ・複合作目は、水稻を中心に野菜、椎茸、ころ柿等。

### 中核的養蚕農家の経営の例(平成17年)

	養蚕農家	県名	桑園面積 (ha)	飼育回数(回)	繭生産量(kg)	繭単価(円/kg)	上繭1kgあたり生産費(円)				
							物財雇用費			家族労働費	
							現金支出	償却的費用			
1	A	宮城	2.5	6	1,657	1,827	830	332	1,162	1,000	2,162
2	B	栃木	4	7	2,568	1,895	959	347	1,306	760	2,066
3	C	群馬	2.3	7	3,492	2,107	885	235	1,120	1095	2,215
4	D	群馬	2.4	4	2,110	1,682	795	172	967	1,241	2,208
5	E	山梨	3.9	6	2,322	1,742	961	275	1,236	1,236	2,472
平均			3.1	6	2,430	1,851	886	272	1,158	1,066	2,225

### 参考 平成9年度生産費

全国平均	-	-	-	1,634	668	276	944	2,327	3,271
50箱以上	-	-	-	1,654	717	197	914	1,578	2,492

資料:平成17年度養蚕経営成績検討会資料(大日本蚕糸会:先導的養蚕農家育成推進協議会)

農業経営統計調査報告(平成9年産繭生産費)(農林水産省統計情報部)

### (3) 製糸業の現状

製糸業者数は、国内の繭生産の減少に伴い激減。

器械製糸工場は、群馬及び山形にわずか2社が残る状況。一方、地域で小規模に製糸を行う国用製糸工場は、同じく減少傾向にはあるものの、この数年はほぼ横ばいで推移。

平成17年の生糸生産量に占める器械製糸のシェアは約7割。

#### 製糸業の推移

##### 製糸工場数

暦年	平成元年	5年	10年	15年	16年	17年
製糸工場数(社)	129	96	30	14	13	10
器械製糸業	53	45	13	5	5	2
国用製糸業等	76	51	17	9	8	8

(単位:工場数(社))

ピーク時	
1,871	S34年
288	S26年
1,651	S34年

##### 生糸生産量

暦年	平成元年	5年	10年	15年	16年	17年
生糸生産量(俵)	97,483	67,365	14,499	4,791	4,387	2,508
器械製糸業	88,152	59,749	12,537	4,000	3,634	1,735
国用製糸業等	9,331	7,616	1,962	791	753	773

(単位:俵(60kg))

ピーク時	
754,056	S9年
698,771	S9年
92,411	S33年

##### 従業員数(人)

暦年	平成元年	5年	10年	15年	16年	17年
従業員数(人)	4,162	2,982	643	228	208	111
器械製糸業	3,344	2,384	525	173	158	57
国用製糸業等	818	598	118	55	50	54

(単位:人)

ピーク時	
79,825	S27年
64,274	S26年
21,886	S31年

(資料) 「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)

(注) 1 器械製糸:明治初期ヨーロッパより輸入された動力、蒸気などをも用いた繰糸法、又はそれを改良した繰糸法による製糸業者。  
一般に規模の大きな製糸業者。

国用製糸:本来、輸出生糸に対する語で、生糸検査の上から輸出、国用の区別がなされていたが、現在は名称的意義は薄れている。  
一般に規模の小さな製糸業者。

2 製糸工場数は、運転工場数(社)であり、12月末現在。従業員数についても、12月末現在。

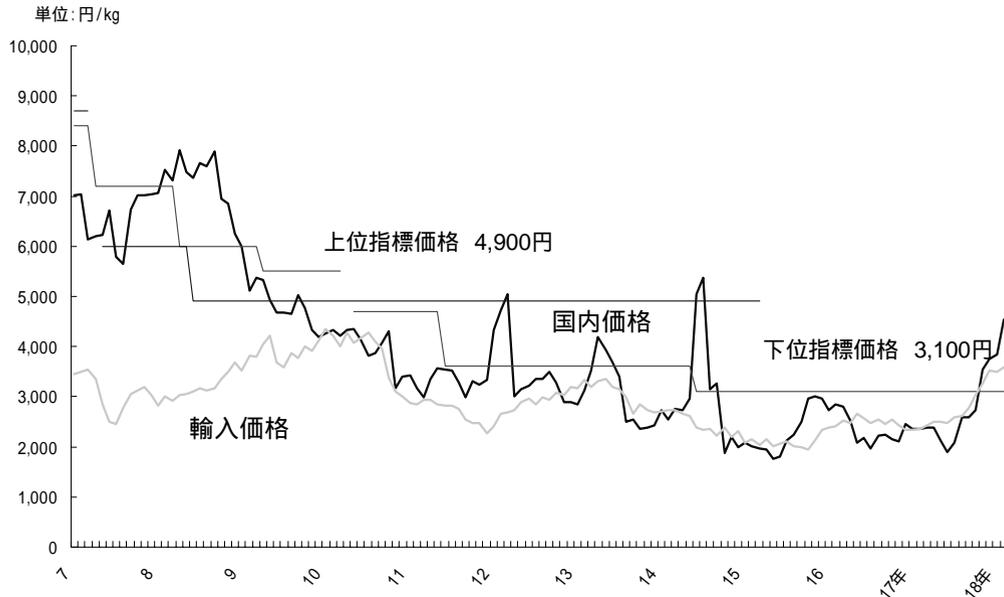
3 国用製糸業等には座繰製糸、玉糸製糸が含まれる。

### 3 生糸価格の動向

国内での生糸価格は、取引所価格を指標として形成されるが、近年は、主産地である中国の生産状況や仕手筋の介入により乱高下の繰り返し。

国産生糸の価格は、かつては輸入生糸価格を上回って推移していたが、平成10年頃より、そのシェアの激減による価格形成力の喪失、品質格差の縮小等により、輸入生糸と差がない状況。

生糸価格の推移



(単位：円/生糸kg)

生糸年度	国内価格	輸入価格
7年度	6,938	2,976
8年度	6,442	3,498
9年度	4,481	3,936
10年度	3,606	3,248
11年度	3,627	2,622
12年度	3,344	3,100
13年度	2,752	2,801
14年度	2,725	2,219
15年度	2,550	2,244
16年度	2,242	2,469
17年度	3,281	3,122

(注) 17年度の国内価格は18年4月、輸入価格は18年3月までの平均価格である。

資料：「貿易統計」(財務省)、横浜生糸問屋協会調査

注1：生糸年度とは、6月～翌年5月までの期間のことをいう。

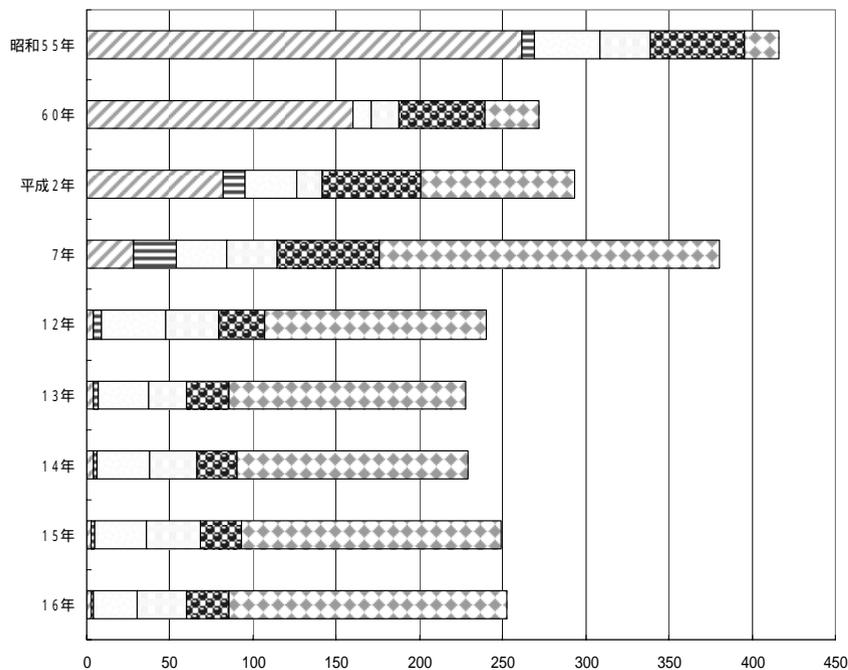
注2：上位指標価格及び下位指標価格とは、生糸の実需者輸入割当基準枠の増減調整の指標となる価格である。

## 4 絹製品の需給動向

### (1) 絹製品全体の需給動向

絹製品全体の需要は減少傾向にあったが、近年は横ばいからやや増加の兆し。  
絹需要に占める国産繭のシェアは養蚕業、製糸業の縮小により大幅に減少し、需要全体の1%。

絹製品等の供給数量



(単位: 千俵/60kg, %)

	国産繭	輸入繭	輸入生糸	輸入絹糸	輸入絹織物	輸入2次製品	計
昭和55年	261.7 (62.8)	7.5 (1.8)	39.0 (9.4)	30.6 (7.3)	56.4 (13.5)	21.2 (5.1)	416.4 (100.0)
60年	159.9 (58.8)	0.0 (0.0)	11.6 (4.3)	16.5 (6.1)	51.8 (19.0)	32.2 (11.8)	272 (100.0)
平成2年	82.4 (28.1)	12.9 (4.4)	30.7 (10.5)	15.8 (5.4)	58.8 (20.1)	92.6 (31.6)	293.2 (100.0)
7年	28.3 (7.4)	25.5 (6.7)	30.1 (7.9)	31.0 (8.2)	61.1 (16.1)	204.0 (53.7)	380 (100.0)
12年	4.2 (1.7)	5.1 (2.1)	38.3 (16.0)	31.8 (13.2)	27.7 (11.5)	133.0 (55.4)	240.1 (100.0)
13年	3.9 (1.7)	3.3 (1.4)	29.8 (13.1)	22.9 (10.0)	25.5 (11.2)	142.6 (62.5)	228 (100.0)
14年	3.9 (1.7)	2.6 (1.1)	31.7 (13.8)	28.1 (12.2)	24.4 (10.6)	138.7 (60.5)	229.4 (100.0)
15年	2.8 (1.1)	2.0 (0.8)	30.8 (12.3)	33.0 (13.2)	24.8 (9.9)	156.0 (62.6)	249.4 (100.0)
16年	2.7 (1.1)	1.7 (0.7)	26.0 (10.3)	29.7 (11.8)	25.4 (10.1)	167.0 (66.1)	252.5 (100.0)

■ 国産繭 ■ 輸入繭 □ 輸入生糸 □ 輸入絹糸 ■ 輸入絹織物 ■ 輸入2次製品

(資料) 「貿易統計」(財務省)より作成

## (2) 原系の供給動向

生糸等の原系の供給は、国内生糸生産の減少により減少傾向。  
 輸入原系数量についても、平成7年度以降は減少傾向。輸入生糸が減少傾向にある一方、輸入絹糸はほぼ横ばいで推移。

### 原系(生糸及び絹糸)の需給

単位:千俵(俵=60kg)

生糸年度	昭和 55	60	平成 2	7	12	13	14	15	16
原系供給数量	315	204	156	126	72	63	65	68	55
国内生糸生産数量	257	147	95	49	8	7	6	5	4
輸入原系数量	58	57	61	77	63	56	59	64	51
輸入生糸数量	32	35	40	39	37	30	31	30	23
輸入絹糸数量	26	22	21	38	27	26	28	33	28

資料:「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)、「繊維・生活用品統計」(経済産業省)ほか

注1:生糸年度は、6月から翌年5月まで。

注2:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### (3) 絹織物業の現状と動向

養蚕の産地、製糸工場が局在化する中で、絹織物の産地は依然として各地に所在。  
絹織物の輸入量が増加する中で、国内での絹織物の生産量、企業数、従業員数は大きく減少傾向。

#### 絹織物の生産量の推移

	昭和27年	55年	60年	平成2年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
絹織物生産量(千 $m^2$ )	142,142 (100)	151,889 (107)	114,538 (81)	83,664 (59)	33,444 (24)	30,837 (22)	27,873 (20)	24,658 (17)	22,617 (16)	20,394 (14)
絹織物輸入量(千 $m^2$ )	143 (100)	29,029 (20300)	20,571 (14385)	21,955 (15353)	14,220 (9944)	12,625 (8829)	12,178 (8516)	12,330 (8622)	12,890 (9014)	15,928 (11138)
絹織物内需量(千 $m^2$ )	115,965 (100)	180,474 (156)	116,035 (100)	96,707 (83)	42,645 (37)	39,205 (34)	33,201 (29)	29,872 (26)	28,227 (24)	28,061 (24)
絹織物業企業数(社)	17,414 (100)	15,310 (88)	12,530 (72)	11,740 (67)	5,300 (30)	4,600 (26)	4,300 (25)	4,100 (24)	3,800 (22)	3,400 (20)
絹織物業従業者数(人)	121,898 (100)	91,860 (75)	77,550 (64)	57,600 (47)	21,700 (18)	17,900 (15)	15,500 (13)	14,800 (12)	13,800 (11)	12,400 (10)

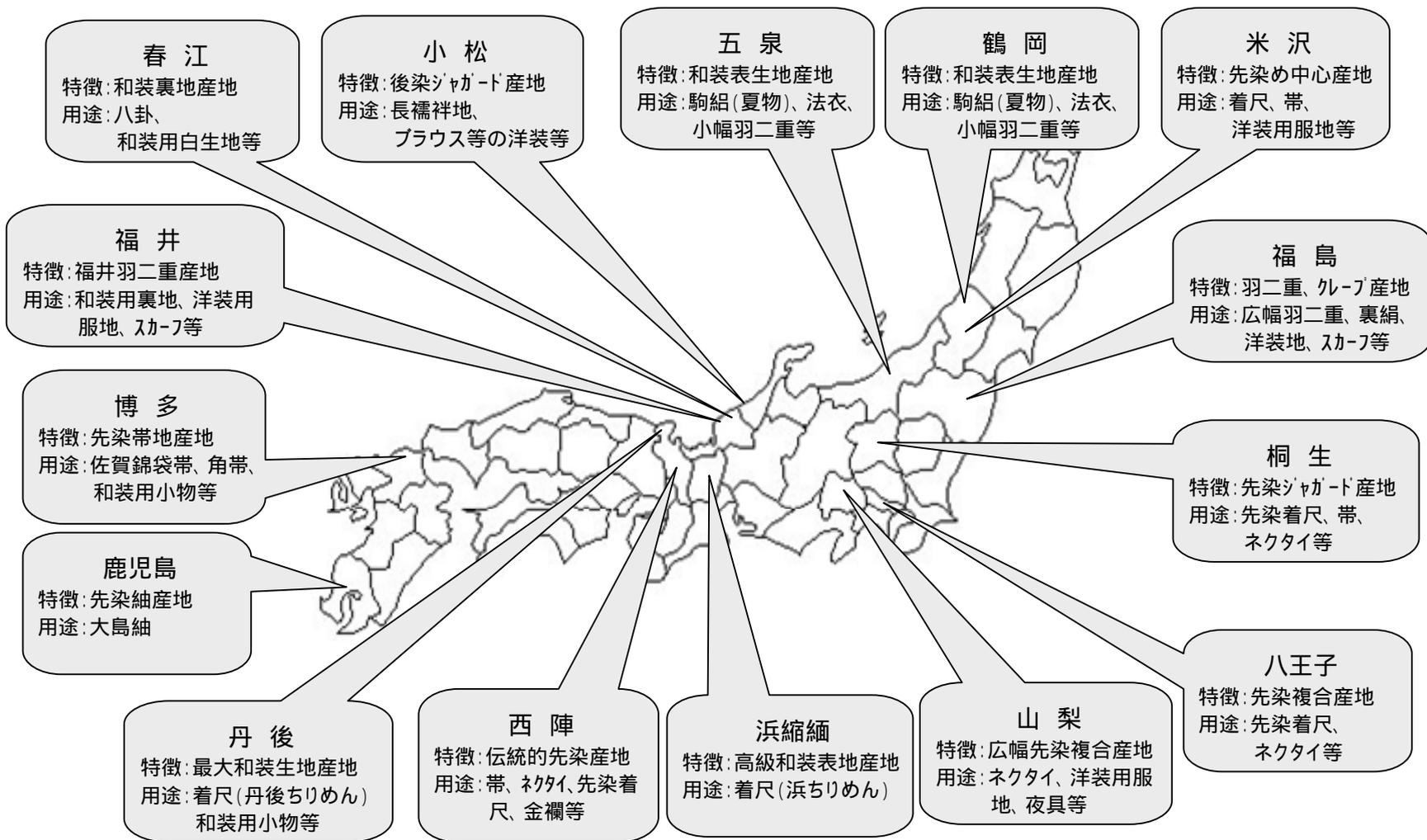
(資料)「繊維・生活用品統計」(経済産業省)、「貿易統計」(財務省)、日本絹人織物工業組合連合会調べより作成。

(注)1. 昭和27年のデータは合繊織物業を含む。

2. データ欄の( )は、昭和27年を100とした指数である。

(参考)

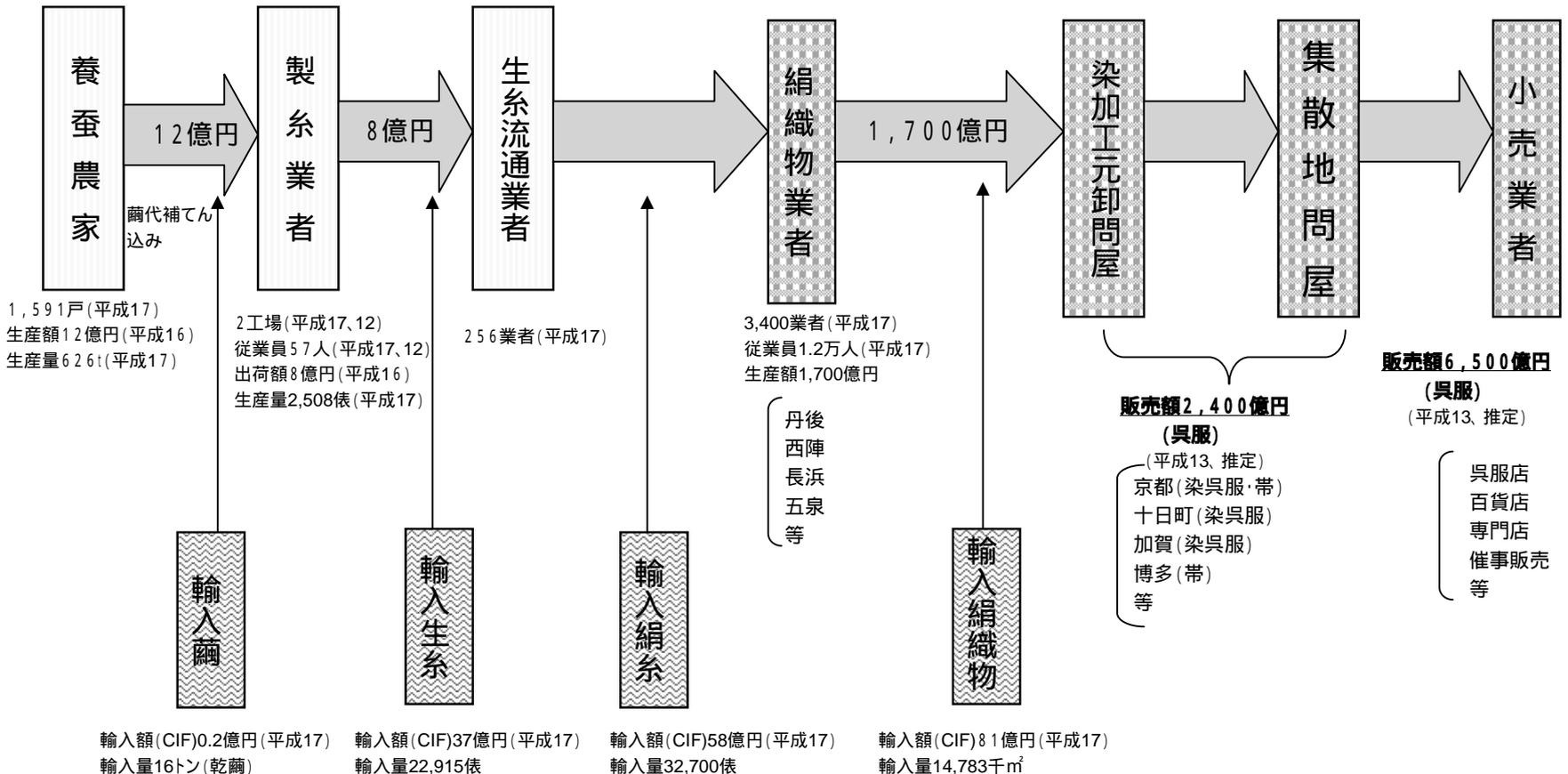
## 主要織物産地



# 5 蚕糸、絹業の連携の現状

## (1) 蚕糸、絹業の特徴

繭、生糸の原料段階(川上)から小売製品(川下)まで、非常に多くの業種が関連し、流通行程は複雑。各段階において国産品と輸入品との競合が発生。加工度合いが高まるに応じて付加価値が非常に大。



## (2) 国産繭利用製品のブランド化

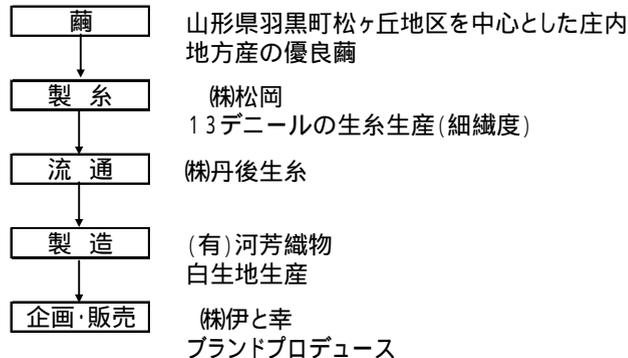
川上と川下が密接に連携し、国産繭の特長を生かしつつ、純国産品として、差別化商品を生産・販売している事例が存在。

### 統一ブランド「松岡姫」

・(有)河芳織物が中心となり、地元養蚕農家と地元製糸が連携し、繭から製品までのブランド名を「松岡姫」に統一しブランドイメージを確立し、生産・販売している。

・当該事例は、繭から生糸、白生地までの各段階で「松岡姫」のブランド名を一貫して使用し、商品化した初の試み。

・細織度(13デニール)生糸の特長を生かす、繭産地から繰糸・白生地生産まで、こだわりをもって生産している高級織物である。

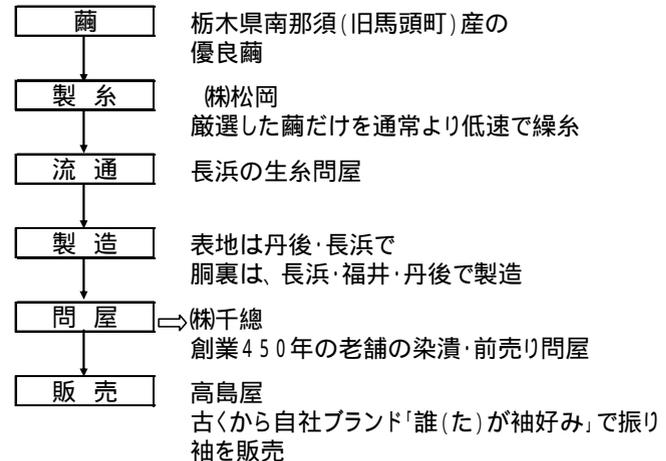


### 高島屋ブランド

・問屋と百貨店が共同企画し、高島屋オリジナルブランド「誰(た)が袖好み」として販売している。

・当該ブランドは、「日本の絹マーク」を取得し、国内一貫生産の生産履歴を明示し、付加価値をつけて他の商品との差別化している。

・繭の産地・蚕期限定、低速による繰糸するなど各生産段階においてこだわりをもって生産し、高級織物に仕上げている。



はブランド連携事業の主たる推進者

(資料)「蚕糸業構造改革特別対策事業報告書((社)日本絹業協会)より作成

### (3) 特徴ある繭生産の状況

養蚕農家においても、糸の太さ、風合い、色等に特徴を有する繭を作る蚕の飼育が行われ、全生産量のほぼ2割を占める状況。しかしながら、このような特徴ある繭の生産量は、近年、横ばいで推移。

(単位:t、%)

品種名	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	特 徴	販売事例
繭生産量	1,244	1,034	880	780	683	626		
うち 小石丸	6 (0.5)	6 (0.6)	6 (0.7)	8 (1.0)	8 (1.2)	8 (1.2)	繭は小粒で、織度は細く糸長は短く、強靱でしなやか、吸湿性が高い。	京都の織り商が特定の製糸・機屋と提携し、高級着物を販売した。
うち くんま200	85 (6.8)	69 (6.7)	102 (11.6)	90 (11.5)	96 (14.1)	99 (15.8)	虫質強健で解じょ良好で生糸量歩合高い。「生線線糸」に適し、節が少ない。	生線線糸等により、生糸加工(増加傾向にあり、需要定着)。
うち いろどり	0.7 (0.1)	2.1 (0.2)	2.4 (0.3)	4.4 (0.6)	0.2 (0.0)	0.5 (0.1)	笹色の繭で普通繭よりセリシンを多く含む。	繭に含まれるセリシンのもつ保湿作用・抗酸化性・抗菌性等の機能利用した化粧石鹸・化粧水の製品化し販売。
うち 新青白	- (-)	3 (0.3)	4 (0.5)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	光沢のある薄緑色の生糸が取れる。	掛布布団用(抗菌性活用)。
その他	46.8 (3.8)	33 (3.2)	30 (3.4)	31.7 (4.1)	17.6 (2.6)	22 (3.5)		
特徴ある蚕 品種合計	138 (11.1)	111 (10.8)	142 (16.1)	132 (16.9)	124 (18.2)	131 (21)		

注:( )内の数字は、繭生産量に対するその品種の割合を示す。

(資料)特産振興課調べ

#### (4) 日本の絹マーク

国産絹織物について消費者へのアピールを行う観点から、14年度より「日本の絹」マークの押印・貼付を実施している。マークの取扱業者数は増加傾向にあり押印率も高い。

このマークは、日本で製織された白生地及び日本で染色された和装品等に押印・貼付できていることとなっている。

年次 産地	H15年度		H16年度		H17年度	
	生産量(反)	押印率(%)	生産量(反)	押印率(%)	生産量(反)	押印率(%)
丹後	1,148,413	97	1,132,810	97	1,050,494	97
長浜	187,400	100	163,000	100	170,827	100
マーク取扱業者数	41		52		56	

資料：(社)日本絹業協会調べ

注1)「日本の絹マーク」は、平成14年9月18日に制定され、制定以降に生産されたものに押印している。

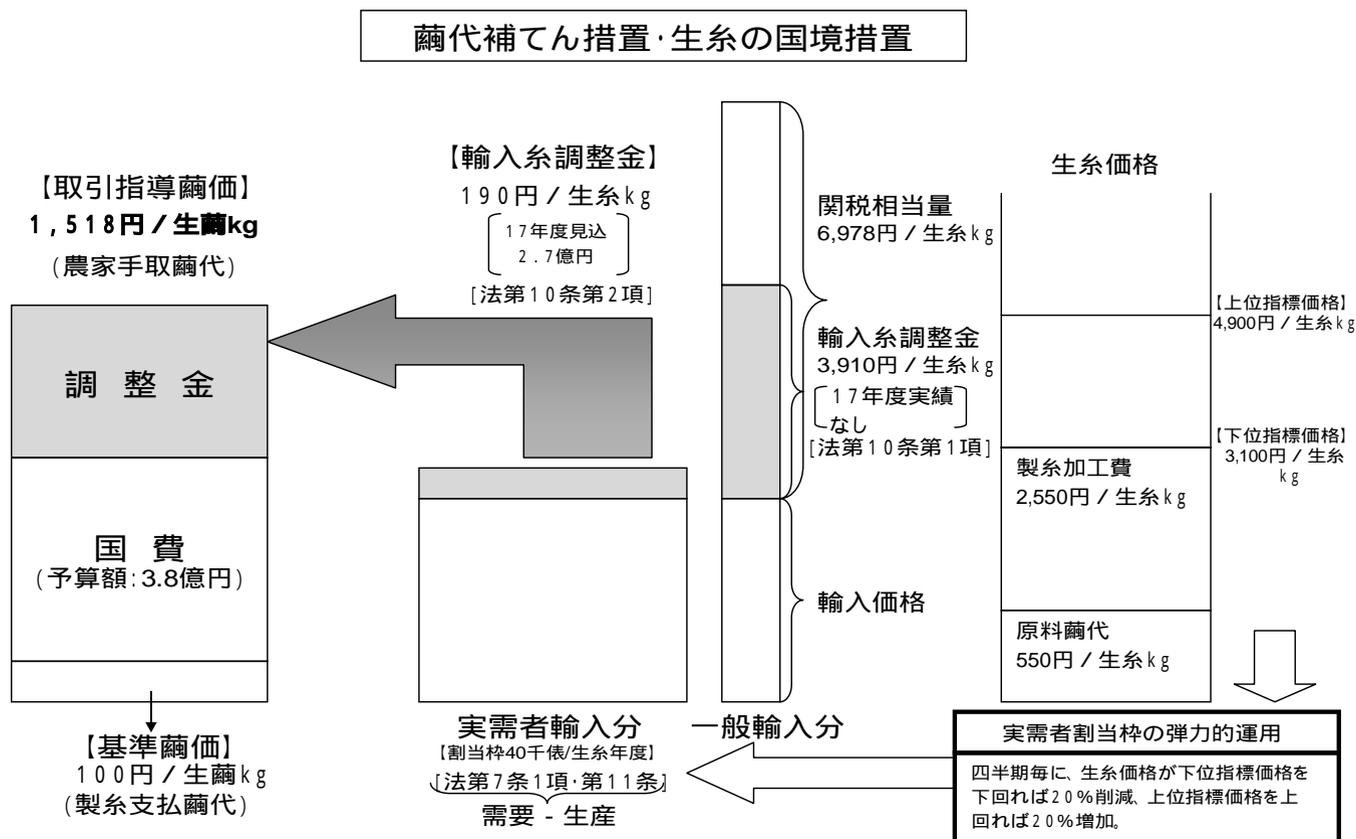
注2)生産量及び普及率は各産地の組合からの報告値

和装用シール及びタグの様式



## 6 繭代補てん制度の概要

農家の繭代について、取引指導繭価(農家手取繭代:1,518円/kg)と基準繭価(製糸支払繭代:100円/kg)の差額(1,418円/kg)を実需者輸入分から徴収する輸入系調整金と国費で補てんしている。



平成12年度から品質評価措置を実施。高品質繭(繭格(解じょ率)5A、選除繭歩合0.3%以下)については、農家手取繭代2,000円/kgの実現が可能。

### 養蚕農家受取繭代等の推移

(単位:円/生繭kg)

区 分	12年	13年	14年	15年	16年	17年
農家受取繭代	1,648	1,700	1,852	1,786	1,699	1,874
補てん	1,370	1,439	1,630	1,609	1,524	1,681
製糸支払	278	262	222	177	175	193

高品質繭	1753	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
------	------	-------	-------	-------	-------	-------

(資料)「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)

### (参考) 行政価格等の推移

項目 \ 生糸年度	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
1 取引指導繭価 (円/生繭kg)	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518
2 基準繭価 (円/生繭kg)	190	190	100	100	100	100	100
3 輸入糸調整金単価 (円/生糸kg)	390	330	330	330	330	190	190
4 実需者輸入割当 基準枠(千俵)	45	45	40	40	40	40	40
5 指標価格							
(1) 下位指標価格 (円/生糸kg)	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
(2) 上位指標価格 (円/生糸kg)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

## 7 繭、生糸の国境措置の概要

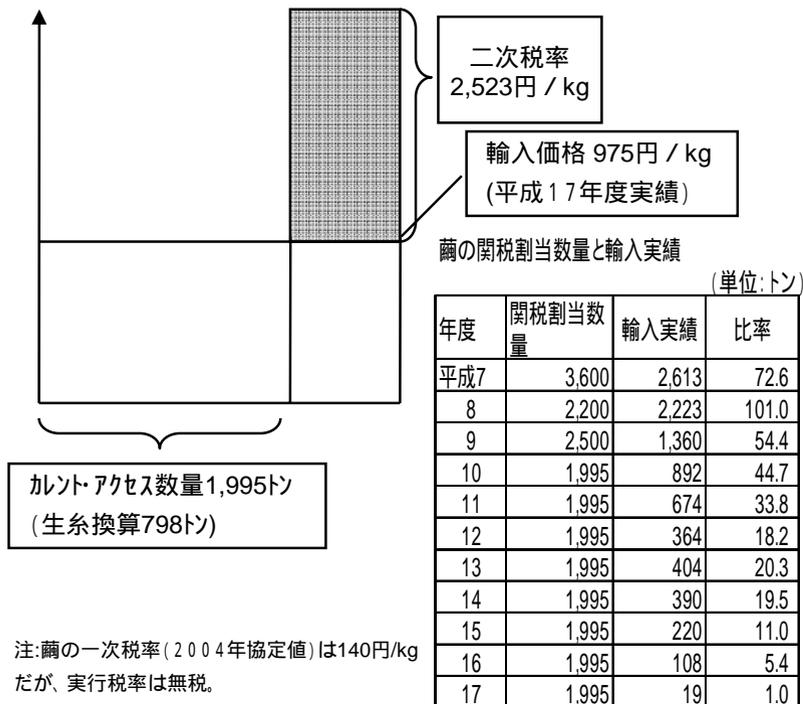
### (1) 繭、生糸の国境措置

繭のカレントアクセス数量は、繭・生糸分を一括して譲許。

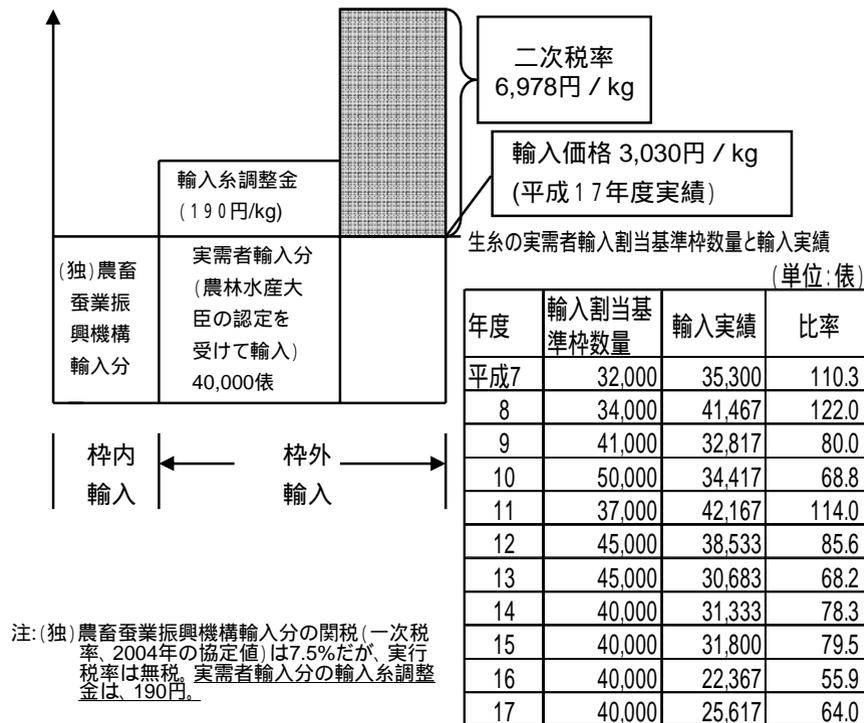
生糸の二次譲許税率は、6,978円/kg(関税3,068円、輸入系調整金3,910円)で、従価換算税率は230%(平成17年度実績)。

近年、生糸の実需者輸入数量枠は4万俵であるが、輸入実績は2万俵程度にとどまっている。

#### 繭の関税割当の概要



#### 生糸の国境措置の概要



## (2) 生糸等の輸入実績及び国内生糸価格の推移

平成17年1月から絹糸、絹織物は輸入自由化され、それ以降、絹糸、絹織物の輸入量が大きく増加。原糸の需要が一層減少する懸念。

	絹織物(千m <sup>2</sup> )	絹糸(俵)	生糸(俵)	国内生糸価格 (円/kg)
13年	11,114	22,943	29,637	3,078
14年	10,792	28,089	31,702	3,053
15年	10,366	33,044	30,827	2,283
16年	10,823	29,743	26,008	2,358
17年	14,783	32,700	22,017	2,565
対前年同期比(%)	(137)	(110)	(85)	(109)

資料: 絹織物、絹糸については財務省「貿易統計」、  
生糸については農畜産業振興機構調べ。  
注: 絹織物は、絹ノイル織物及び絹製混交織物等を除く。

(参考)

# 繊維協定について

長年の間(1974年～)、MFA(繊維製品の国際貿易に関する取極)という特別の国際貿易のルールの下に置かれ、ガットの一般ルールの適用から除外されてきた繊維貿易をガットの一般ルールに戻すこととなった。

## 1 繊維交渉の対象産品

### (1) MFA規制品目

綿、毛、人造繊維、植物性繊維、交織の絹製品等の繊維製品

### (2) 絹糸・絹織物等の非MFA規制品目

(注) MFA (Multi Fiber Arrangement、正式名称は「繊維製品の国際貿易に関する取極」)は、繊維製品(綿、毛、人造繊維、植物性繊維及び交織の絹製品を対象)の貿易に関して、ガットの一般原則とは異なる特別ルールを定めた取極。1957年の「日米綿製品取極」が発展したものの。

## 2 規制の撤廃方法

経過期間(1995年1月～2004年12月の10年間)を置き、それ以降完全自由化する。

### (1) MFA規制品目のガット統合

各国は、現存するMFA規制につきWTO協定発効後(1995年1月)60日以内に、本合意により設置される常設の繊維・繊維製品監視機関(TMB)に通報する。

品目のガット統合

経過期間を3段階に分け、その段階の当初に、1990年の繊維輸入量から次の割合に相当する品目をガット統合する。

第一段階16%、第二段階17%、第三段階18%

残存規制品目の輸入拡大

### (2) 非MFA規制品目のガット整合(絹糸・絹織物が該当)

各国は、現存するMFA規制以外の規制(二国間協議、一方的数量規制等の灰色措置)につきWTO協定発効(1995年1月)後60日以内にTMBに通報する。

その結果、ガット非整合な規制について、

A 協定発効後1年以内にガットルールへ合致(即時撤廃)させるか又は、

B 当該国の計画に基づき経過期間内に段階的に撤廃。

この計画は、協定発効後6ヶ月以内にTMBに提出する。TMBは提出された計画につき勧告できる。

## 8 蚕糸業構造改革の取組

特徴ある、差別化したモノ作りにより蚕糸業の持続的な生産体制を確立するため、平成17年度から3年間の構造改革を実施中。

国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態へ誘導。

高品質かつ契約生産の繭への補てんを重点化するとともに、小ロット・多品種生産への支援。

蚕糸業構造改革工程表

	H17	H18	H19
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上・川下の連携による需要見合った安定的な繭生産体制の確立</li> <li>養蚕農家の手取繭代の向上</li> <li>契約生産への全面移行</li> </ul>		
繭代補てんによる誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>高品質な繭生産を目指し、晩秋蚕以降、低品質繭の補てん金単価を引き下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産の推進のため、契約生産以外の繭への補てん金加算額を減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産の拡大のため、契約生産以外の繭への補てん金加算をゼロに</li> </ul>
契約書による契約の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産へのスムーズな移行を目指した調査・検討の実施</li> <li>ひな形となる契約書のプロトタイプ（契約書式、スペックの指定、責任関係等を網羅したもの）の作成（経済産業省ソフト事業の活用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロトタイプ of 契約書に基づく契約生産の試行的実施（補てん事業の担保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書式の改善、契約のあり方の見直し</li> </ul>
小ロット・多品種生産等技術面の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>川下の品質ニーズに応じた養蚕技術、繰糸技術の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養蚕・製糸の生産体制の整備（関連施設整備）</li> <li>養蚕構造改革： 小ロット対応飼育（稚蚕人工飼料育装置）の導入</li> <li>製糸構造改革： 川下の需要に対応できる小ロット対応繰糸機、小型煮繭機等の導入</li> </ul>	
川上・川下の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産生糸流通実態調査により、川下のニーズを把握</li> <li>川下業界との意見交換により連携への意欲を喚起</li> <li>蚕糸業構造改革推進協議会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蚕糸絹業の実態についてコンサルティングの実施・今後の方向性について提言</li> <li>先行事例の調査・分析により連携システムのノウハウを蓄積</li> <li>川上、川下が一体となって需給に関する検討の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期安定的な契約生産のモデルケースの育成</li> <li>川上・川下の連携強化を図り、国産糸利用製品の流通ルート及び新規需要の流通の開拓</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>蚕糸業構造改革の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算の仕組みの変更の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算の仕組みの変更の徹底</li> </ul>